

# 地方競馬全国協会 会報

第 280 号 平成 18 年 8 月

## 目 次

### 競馬関係

登録関係

馬主及び馬の登録数調べ

その他

平成 18 年度第 2 回補助金の交付決定について

### 規程関係

協会業務規程

地方競馬全国協会免許事務細則の一部改正

### 人事

平成 18 年 8 月

### できごと

平成 18 年 7 月

## 馬主および馬の登録数調べ

平成 18 年 7 月分

登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	41	8	1	10			7
馬	380	280	0		169	5	3

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
1 歳	0	0	0	0	0
2 歳	228	2	230	2	232
3 歳	95	1	96	0	96
4 歳	23	0	23	0	23
5 歳	15	0	15	0	15
6 歳以上	14	0	14	0	14
計	375	3	378	2	380

ただし、登録事項の変更及び抹消については 7 月中に事務処理済みの件数である。

## 平成 18 年度第 2 回補助金の交付決定について

平成 18 年度競馬連携補助事業の選定に関して、平成 18 年 7 月 25 日付けで農林水産大臣承認（第 2 回）を受け、これに基づき次のとおり補助金の交付の決定を行った。

### 団体別一覧表

#### 平成 18 年度第 2 回競馬連携補助事業交付決定状況

都道県名	補助事業名	補助事業者名	交付決定件数	交付決定金額 (千円)
北海道	競馬連携補助事業	北海道	1	44,541
埼玉県	〃	埼玉県浦和競馬組合	1	4,725
千葉県	〃	千葉県競馬組合	1	4,725
東京都	〃	特別区競馬組合	1	4,725
神奈川県	〃	神奈川県川崎競馬組合	1	4,725
計			5	63,441

## 地方競馬全国協会免許事務細則の一部改正

地方競馬全国協会免許事務細則（昭和四十五年度達第五号）の一部を別紙新旧対照表のとおり変更する。

附 則

この達は、平成十八年七月二十日から実施する。

（原文縦書）

新（改正案）	旧（現行）
<p><u>第十二条 第五条及び第六条に規定する免許簿への記載は、電磁的に記録することをもつてこれに代えるものとする。</u></p> <p>別記</p> <p style="padding-left: 20px;">免許試験実施要領</p> <p>第五 試験の省略等（略）</p> <p>1 新規受験者</p> <p>(1) 調教師及び調教師補佐</p> <p style="padding-left: 20px;">ア（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>過去二年間（競馬が開催されなくなった競馬場に就業していた者については過去三年間）に協会の調教師、調教師補佐又は騎手の免許を受けたことがある者のうち、競馬の公正かつ安全な実施の確保に支障を生ずるおそれがないと認めて委員会が指定したものについては、技術試験（筆記試験（小論文を含む）を除く。）</u>を省略するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ <u>過去二年間（競馬が開催されなくなった競馬場に就業していた者については過去三年間）に協会の調教師又は調教師補佐の免許を受けたことがある者であって、当該免許を受けた職種と同じ職種に係る試験を受けるもののうち、競馬の公正かつ安全な実施の確保に支障を生ずる</u></p>	<p>(新設)</p> <p>別記</p> <p style="padding-left: 20px;">免許試験実施要領</p> <p>第五 試験の省略等（略）</p> <p>1 新規受験者</p> <p>(1) 調教師及び調教師補佐</p> <p style="padding-left: 20px;">ア（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>過去二年間に協会の調教師、調教師補佐又は騎手の免許を受けたことがある者のうち委員会が指定したものについては、実技試験を省略するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ウ <u>過去二年間に協会の調教師又は調教師補佐の免許を受けたことがある者であって、当該免許を受けた職種と同じ職種に係る試験を受けるもののうち委員会が指定したものについては、学力及び技術の筆記試験を2の(1)に該当する継続受験者の学力及び技術についての試験と同一の</u></p>

<p><u>おそれがないと認めて委員会が指定した</u> <u>ものについては、学力及び技術の筆記試験を2の(1)に該当する継続受験者の学力及び技術についての試験と同一のものとする。</u></p> <p>(2) 騎手</p> <p><u>過去二年間（競馬が開催されなくなった競馬場に就業していた者については過去三年間）に協会の騎手の免許を受けたことがある者のうち、競馬の公正かつ安全な実施の確保に支障を生ずるおそれがないと認めて委員会が指定したものについては、実技試験を省略するとともに、学力及び技術の筆記試験を2の(1)に該当する継続受験者の学力及び技術についての試験と同一のものとする。</u></p>	<p>ものとする。</p> <p>(2) 騎手</p> <p><u>過去二年間に協会の騎手の免許を受けたことがある者のうち委員会が指定したものについては、実技試験を省略するとともに、学力及び技術の筆記試験を2の(1)に該当する継続受験者の学力及び技術についての試験と同一のものとする。</u></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 人 事

### 地方競馬全国協会役員の人事異動について

【再任】（平成 18 年 8 月 1 日付け）

監事 石川 元邦

【再任】（平成 18 年 8 月 7 日付け）

理事 雨宮 敬徳

【再任】（平成 18 年 8 月 11 日付け）

理事 西岡 宗俊

## できごと

平成 18 年 7 月

7 月 7 日	第 3 回トータルゼーシステムあり方研究会
1 4 日	平成 18 年度第 2 回馬主登録審査委員会
〃	第 2 回地方競馬情報ネットワークシステム開発・運営協議会